

される。

フクロノカミ 袋の神 河北郡袋村の社をいふ。金城深秘録に、寛永九年板屋兵四郎が深川の水を金澤に引いたことを叙した後、右板屋兵四郎頭取、其以下都合九人にて忽其功成、希代之者也。御成就之上、九人共半舎被仰付置候處、一人不思議之事有之逃出候咄承候。年古き事に候所、上方に而出合、右之咄たま／＼仕るよしなれども、餘り俾多き事故略之。其儘に被指置候得ば、若他國に能越相洩可申哉之旨に而、右之通被仰付候敷。八人之者袋村の神に祝籠られ候由。夫故開帳有之候節は、果而變事有之と申事。』と記し、兵四郎等が殺害されて袋の神に祀られた如きこと述べるが、それは虚説である。↓イタヤヒヨウシロウ 板屋兵四郎。

フクロバタケ 袋島 石川郡大野庄に屬する部落。

フクロマチ 袋町 金澤の町名で、本町の内の一つである。舊傳に、此の町の兩端が直角に屈曲して恰も袋の如くであるから名を得たといふ。

フクロヤトクホ 袋屋徳甫 京都の人。前田利常の時袋物製作の用命を奉じ、寛永十一年利常上洛の時はその家に憩ひ、又屢茶宴に隨伴した。徳甫の子徳慈家を嗣ぎ、加賀藩から合力金參枝を受けた。

フクキ 福井 羽咋郡土田庄に屬する部落。
フクキイチサエモン 福井市左衛門 金澤の白銀師で、後藤悅乘の門に學び、巧手であった。

フクキトサ 福井土佐 伊勢外宮の御師。度會氏で、世々福宜に補せられる家柄であつた。

フク—フケ

た。前田利家の時、土佐の父與左衛門に宛て羽咋郡八幡座主村・磯波郡宮腰村の地を神領として寄進した。慶長十六年芳春院夫人が江戸から伊勢參宮を行つたときも、山田に於いて與左衛門方に宿せられたとある。是を以て後までも、藩侯が伊勢へ代參を派する時は、使者がその家に入り、土佐進出で、祈禱を行ひ、使者をして拜禮を行はしめ、その最花銀を受納する例であつた。内宮の御師堤大夫も加賀藩から神領を寄進せられてゐたが、藩の使者の爲に祈禱を行ふことがなかつた。福井大夫は又金澤新町に伊勢の旅屋といふを設け、毎年千度の祓・萬度の祓を齎し、士庶の家へ最花銀の多少に従つて頒布したが、之は請けるものが僅少であつた。

フクワカ 福岡 能美郡板津郷に屬する部落。
フクワカ 福岡 石川郡河内庄に屬する部落。

フクワカカツノリ 福岡勝準 大聖寺藩士。兒玉平藏則忠の三男。通稱藤之助・丹藏。字は子彌、東郭と號し、知行百五十石を領した。勝準廣く經史に通じ、兼ねて和學を能くし、資性忠厚淳謹であつたから、寛政元年藩主前田利精は之に命じて世子利考の師たらしめた。こゝに於いて勝準日夜側に侍して教導し、累に登附せられて先弓頭に至り、藩士亦その門に學ぶものが多かつた。享和三年正月廿三日江戸に歿。文政十二年三月和歌の門人山中醫王寺の僧某、水無山にその碑を樹て、天爵道人之墓と刻した。

フクワカジョウ 福岡城 また結城堡といひ、石川郡福岡に在つた。貞和以來藤原重宗

河内庄地頭職となつてこゝに居り、子孫代々相襲ぎ、康正の頃から結城氏の住したのも亦同所であらう。

フクワカジンエモン 福岡甚右衛門 前田利家に仕へて二百石を領し、御使番・金の番取衆となり、後足輕頭に任ぜられた。寛永三年歿。

フクワカチカヨシ 福岡集義 通稱文平、後欽吾。加賀藩の與力であつた。元治元年福岡惣助の言を信じ、その書類を取次ぎて國難の端を生じ、又惣助の謹慎中、代判の任にありながら監督を解りて他藩の士と會見せしめた等のことにより、十月閉門を命ぜられたが、慶應三年二月宥され、原秩三分の二を受けて尙その家に屏居した。明治元年三月集義謹慎を解かれて北越の役に従ひ、二年十月金澤藩權大監に任じ、名を朝倉集義といひ、尋いで大監に進み、十二年八月六日五十二歳を以て歿した。

フクワカヨシチカ 福岡義比 通稱惣助、幼名菊太郎。天保二年五月廿三日生。加賀藩の與力で、人持組青山惠次に屬し、祿百七十石を受けた。義比資性穎敏なるを以て、關澤房清等の一時權力を得た時、擢でられて年寄中席執筆となり、安政元年には非人小屋裁許となつた。既にして職を免ぜられたが、時恰も幕末世論の沸騰に會し、義比は同志と共に勤王の説を唱へ、又文久三年魚津御用を命ぜられ、八月浪士の聲飛驒に集合するの風聞があつた時、義比は藩命により之を探つたが、その事實なきを知り、直に海内の形勢を知らんと欲し、姓を變じて日下といひ、大垣藩の老臣小原仁兵衛を訪ひ、その添書を御て京師

に入り、江馬天江の家に匿れ、本山七郎・宮部鼎藏等志士と會し、彼等の紹介によつて有栖川宮熾仁親王に内謁し、詳かに政界の情實を得て歸つた。然るに義比の行動忽ち露れ、藩の許可を得ずして擅に旅行した罪によりその家に幽せられたが、義比は見聞を記し、宗家の従弟福岡集義を通じて青山惠次に致し、之を藩侯世嗣慶慶に上つた。次いで元治元年六月五日會津藩の兵等、京都に於いて浪士吉山六郎を捕へたが、六郎は義比が淺野屋佐平を経て送つた書簡を有して居り、その中に六郎が先に密かに金澤に来て義比を訪うたことを謝し、又某親王を介して義比の罪を赦し、且つ上洛を命ぜり、周旋せんことを請ふとの意を述べてあつた。因つて會津侯は直に之を加賀藩に報せしめ、藩は直に義比をその家から擯致して寺西要人秀周の邸に幽し、尋いで公事場に移し、十月廿六日生祠の刑に處した。後明治二年藩義比の前罪を赦し三年朝倉集義(前に福岡氏の子亮五郎(後景光)に原秩三分の二を與へて家を繼がしめ、廿四年九月靖國神社に合祀し、十二月正五位を贈られた。

フケイ 武藝 (一)加賀藩—加賀藩に行はれた武藝の種類に就いては、別項經武館の條に之を掲げた。↓ケイブカン 經武館。

(二)大聖寺藩—大聖寺藩に於いて行はれた武藝の種類は凡そ左の如くである。

劍術 中條流・心陰流・心流・直心影流・眞陰流・五起流

槍術 含泉流(又嚴泉流・又正知流・又正智流)・風傳流・五坪流・原田流・種田流・佐分利流・寶藏院流

弓術 吉田流